

院外処方箋問い合わせ簡素化プロトコール Ver2.1

岩手県立一戸病院

1. 趣旨

患者への薬学的ケアの充実と問い合わせにおける待ち時間短縮および処方医師の負担軽減を図る目的で本取り決めに運用することとする。

なお、包括的に薬剤師法第23条第2項（処方せんによる調剤）に規定する医師の同意がなされたものとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。

ただし、処方箋中に疑わしい点がある時は、薬剤師法第24条（処方箋中の疑義）に基づき、必ず疑義照会を行い、疑わしい点を確認した後で調剤を行うこととする。

また、本取り決めの実施にあたっての条件は、薬剤師が患者に対して十分な説明を行うことによって患者の同意が得られ、患者に不利益が生じないこととする。

【処方変更に係る原則】

- ・先発医薬品において、「変更不可」欄にチェックがある場合、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- ・「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。
- ・処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とすること。
また、安定性や溶解性、体内動態等を考慮し、利便性が向上する場合に限る。
- ・患者に十分な説明（服用方法、安定性、価格等）を行い、同意を得た上で変更する。
- ・不明な点がある場合は従来どおり、主治医に疑義照会を行う。
- ・変更調剤した場合は、「合意書における院外処方箋変更内容報告書」や「お薬手帳」、「お薬説明書」等での情報提供を徹底する。
- ・医療用麻薬及び抗がん剤については対象外とする。

2. 問い合わせを不要とする項目

- ① 「同一成分名の変更」に関する事
- ② 「同一医薬品の「規格・剤形」の変更」に関する事
- ③ 「処方日数（数量）の変更による適正化」に関する事
- ④ 「用法の変更」に関する事
- ⑤ 「調剤方法の変更（一包化・粉碎・混合調剤）」に関する事
- ⑥ 「用法追記」に関する事

3. 問い合わせ窓口

① 処方内容（調剤に関する疑義・質疑等）

処方医に電話にて疑義照会を行うこと。

② 保険内容（保険者番号、公費負担等）

当該診療科外来受付に電話にて疑義照会を行うこと。

③ 本プロトコールに関すること

薬剤科

※ 受付時間：平日午前9時～午後5時

TEL：0195-33-3101（代表） 必要な部署を教えてください。

4. 処方医への情報提供の方法

① 「① 同一成分名の変更」、「② 同一医薬品の「規格・剤形」の変更」、「③ 処方日数（数量）の変更による適正化」において本運用を活用した場合は、調剤後、速やかに「合意書における院外処方箋変更内容報告書」により処方医に情報提供を行う。

② 「④ 用法の変更」、「⑤ 調剤方法の変更（一包化・粉碎・混合調剤）」については、初回の処方時に限り「合意書における院外処方箋変更内容報告書」により処方医に情報提供を行う。

③ 処方医に情報提供した内容は、必ず患者の「お薬手帳」にも記載する。また、薬剤師は患者に対して、毎回の診察時に「お薬手帳」を主治医に提示する旨を徹底する。

※ 「合意書における院外処方箋変更内容報告書」は薬剤科宛て FAX（0195-32-2171）にて報告をお願いします。なお、「合意書における院外処方箋変更内容報告書」は一戸病院ホームページの薬剤科部門内よりダウンロードしてご活用ください。報告があった内容については、薬剤科より処方医へ情報提供いたします。

5. 疑義照会不要項目の概要

① 同一成分名の変更

「変更不可」の指示がない限り、同一主成分が含有されているすべての銘柄（先発医薬品 ⇄ 先発医薬品、先発医薬品 ⇒ 後発医薬品）間の変更調剤を可能とする。

例：「グラクティブ錠 50mg」 ⇄ 「ジャヌビア錠 50mg」

「タケプロン OD 錠 15mg」 ⇒ 「ランソプラゾール OD 錠 15mg」

「ノルバスク錠 10mg」 ⇒ 「アムロジン錠 10mg」（薬価↷）

※ 用法用量が変わらないこと

※ 先発医薬品間でも可。但し、患者負担額が同じあるいは低くなる場合のみ

なお、医薬品供給停止や回収等の理由により、患者負担額が増加する同一成分の医薬

品しか確保できない場合には、患者に十分な説明、同意を得ること

② 同一医薬品の「規格・剤形」の変更

「変更不可」の指示がない限り、規格（10mg×2錠⇔20mg×1錠等）および剤形（錠剤⇔OD錠⇔カプセル等）の変更調剤を可能とする。

例：「オルメテック錠 20mg : 0.5錠」 ⇔ 「オルメテック錠 10mg : 1錠」
「ドグマチールカプセル 50mg」 ⇔ 「ドグマチール錠 50mg」
「メマリー錠 20mg」 ⇔ 「メマリーOD錠 20mg」
「ミヤBM細粒」 ⇔ 「ミヤBM錠」
「マイザー軟膏 0.05% (5g) 2本」 ⇔ 「マイザー軟膏 0.05% (10g) 1本」

※ 用法用量が変わらないこと

※ コメントに「0.5で調剤、規格変更不可」等の指示がある場合は除く

※ 外用薬の「軟膏」⇔「クリーム」の製剤変更は不可

※ 外用薬の「パップ剤」⇔「テープ剤」の製剤変更は可（患者希望にて同一成分に限る）

※ 適応症に留意すること

※ 医薬品供給停止や回収等の理由により、患者負担額が増加する同一医薬品しか確保できない場合には、患者に十分な説明、同意を得ること

③ 処方日数（数量）の変更による適正化

1) 残薬の適正化（残薬調整）

薬歴上、継続処方の処方薬に残薬があるため処方日数を調整（短縮）

例：「クロピドグレル錠 75mg 30日分」 ⇒ 「27日分」（3日分残薬があるため）

2) ビスホスホネート製剤あるいはDPP-4阻害薬等の1回/週、1回/月等、連日投与の他剤と同一日数の場合（各Rpと処方日数の矛盾が明確な場合：薬剤の製剤特性上等）

例：（他の処方薬が14日分処方の時）

「リセドロン酸Na錠 17.5mg : 1錠 分1 起床時 14日分」 ⇒ 「2日分」

3) 「1日おき」、「透析日」、「月・水・金」等指示された処方薬が連日投与の他剤と同一日数の場合（各Rpと処方日数の矛盾が明確な場合：用法及びコメント指示による場合等）

例：（他の処方薬が30日分処方の時）

「バクタ配合錠 1錠 分1 朝食後 1日おき 30日分」 ⇒ 「15日分」

※ 数量・日数が減少するものに限る。また、処方日数（数量）をゼロにはできない。

※ 次回受診日を考慮し余裕をもって調整・調剤を行うこと

※ 残薬確認を行い、加算請求する場合は、疑義紹介したうえで調剤録等に記載すること

※ 残薬調整を行った場合、「合意書における院外処方箋変更内容報告書」を用いて残薬が生じた理由および残薬を回避するために取った対応について報告をすること。この

報告が無い場合、次回診療時に患者に不利益が生じることもあり得るので厳守する。

※ 院外処方箋における「残薬確認した場合の対応」において、「保険医療機関へ疑義照会したうえで調剤」の項目にチェックがある場合は、処方医に疑義照会したうえで変更すること

④ 用法の変更

薬事承認されている「用法」以外の内容が処方箋に記載されている場合、処方医の処方意図を薬剤師が理解でき、薬学管理ならびに薬物療法上合理性があると薬剤師が判断できるもの。

例：医師了解のもとで処方された漢方薬、制吐薬（ドンペリドン等）、糖尿病薬、EPA 製剤

※ 食後指示を食前指示へ変更し、服薬指導時には食後服用可であることを説明すること等

⑤ 調剤方法の変更（一包化・粉碎・混合調剤）

1) 「患者希望」あるいは「アドヒアランスが改善される」場合のみとする。

2) 服薬状況等の理由により処方薬剤を半割や粉碎、混合すること、あるいはその逆（規格追加も含む）。

逆の例：(粉碎) ワーファリン錠 1mg 2.5 錠 ⇒ ワーファリン錠 1mg 2 錠
ワーファリン錠 0.5mg 1 錠

※ 抗がん剤及びコメントに「一包化不可」とある場合は除く

※ 医薬品の安定性に留意すること（遮光・吸湿性等）

※ 必ず、患者に服用方法や負担額について説明し、同意を得ること

⑥ 用法追記

内用薬の用法が頓服あるいは回数指定での記載があり、具体的な用法が口頭等で指示されている場合、外用薬の用法で「医師の指示通り」または「患部に使用」等が記載されている場合については、薬剤師が患者に使用部位を確認し、用法を追記することができる。

（薬歴上あるいは患者面談上、用法が明確な場合を含む）。

例：フロセミド錠 20mg 1 錠 1 日 1 回 ⇒ 1 日 1 回 **体重が 50kg を超えた時**
ロキソプロフェン Na テープ 100mg 3 袋 1 日 1 回 ⇒ 1 日 1 回 **部位：腰**
（医師より腰痛時に腰に貼付するよう指示があったと患者から聴取した場合）

6. 運用開始日

令和 4 年 4 月 1 日 (Ver2.0)

令和 7 年 2 月 1 日 (Ver2.1)：プロトコール名変更